

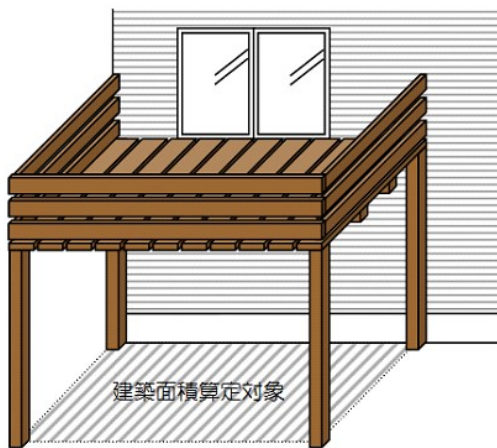
グレーチング等バルコニー

法第 92 条

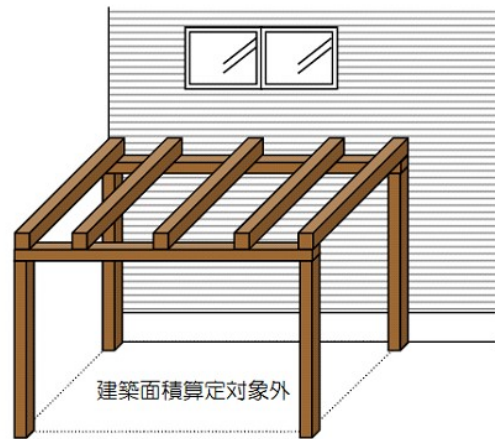
(H28.2.1 施行、R4.3.15 最終改正)

【内 容】

- ・床がグレーチング、すのこ等で造られたバルコニーの床面積及び建築面積の算定は、通常のバルコニーと同様に取り扱う。



(図-1) スノコ状バルコニーの例



(図-2) パーゴラ（藤棚等）の例

画像出典：藤沢市 HP スノコ状バルコニー等の建築面積の取扱い
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kentiku/machizukuri/kenchiku/kakunin/shinse-kensa/kakushukijun/sunokobalcony.html>

【解 説】

- ・グレーチング等バルコニーは建築基準法第2条第1号に定める「屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」に該当する。(図-1)
- ・蹴込みのない階段も同様に取り扱う。
- ・床としての機能がないパーゴラ、藤棚等は、面積算定の対象外とする。(図-2)
- ・床面積は、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は算入しない。したがって、図-1の形状で、開放性がない場合や駐車場等で使用する場合は、床面積に算入される。